

国民年金保険料の免除・猶予申請を受け付けます

国民年金保険料を未納のまま放置すると、将来の年金を受けられない場合があります。経済的な理由などで保険料を納めることが難しい方には、平成25年度の保険料の免除・猶予制度の申請を7月から受け付けます。
※7月中は平成24年度の申請もできます。

■免除・猶予制度の種類

①保険料免除制度

保険料納付が全額・一部免除(4分の3・半額・4分の1)される制度で、本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定の額以下であることが必要です。

②若年者納付猶予制度

30歳未満の方の保険料納付を猶予し、後で納付ができる制度です。本人、配偶者の前年所得が一定の額以下であることが必要です。

③学生納付特例制度

学生の方の保険料納付を猶予し、後で納付ができる制度です。本人の所得が一定の額以下であることが必要です。

※失業された方は、離職票や雇用保険受給資格者証等を

添付すれば、失業された方の前年所得を除外して審査を行う失業特例もあります。

■承認期間

7月から翌年6月まで
※前年度に全額免除(理由が失業等除く)や若年者納付を猶予を受けられていた方で、申請時に翌年度以降も申請を行うことを希望された場合は、継続して申請があったものとして審査します。

■免除・猶予を受けた期間は

年金を受給するための資格期間として計算され、免除の段階に応じて一部金額に反映されます。

※部分免除で一部納付が必要な方は、納付をしないと年金額に反映されません。

※納付猶予や学生納付特例は、資格期間には計算されませんが、老齢基礎年金額には反映されません。

■問合せ

- 新居浜年金事務所
TEL0897-135-1368
- 市庁舎本館市民生活課年金係
TEL0897-52-1383
- 各総合支所市民福祉課
市民保険係(東予)
市民福祉係(丹原・小松)

7月の市税ごよみ

19日(金) 市県民税第1期分の督促状の発送

31日(水) 国民健康保険税第1期分、固定資産税第2期分の納期限

※督促状1通につき100円の督促手数料をいただきます。
※口座振替をご利用の方は、納期限日の残高にご注意ください。

外国人住民の方に対して 住基ネットの運用を開始

平成25年7月8日から外国

人住民の方へ対しても住基基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)の運用を開始します。運用開始に伴い、外国人住民の方の住民票に住民票コード(住基ネット)で全国共通の本人確認を行うために必要不可欠な無作為の11桁の番号)が記載され、7月8日から、その住民票コードを本人へ通知します。

外国人住民の方もお住まいの市区町村で住基基本台帳カード(住基カード)の交付を受けることができるようになります。

■住基ネットとは

住民の方々の利便性の向上と国や地方公共団体の行政の合理化のため、居住関係を公証する住基基本台帳をネットワーク化した全国共通の本人確認ができるシステムです。

■住基カードとは

セキュリティに優れたICカードで、写真付き住基カードは、公的な証明書としても使えます。

■運用開始のできることの例

○一部の行政機関で、住民票の写しの提出の省略が可能となるなど、手続きが簡略化できる。

○住基カードの交付を受けている方は居住の市区町村以外でも、住民票の写しを受け取ることができる(在留カード等の提示でも可)。

○住基カードの交付を受けている方は転入届けの特例が受けられ、郵送による転出届出を行うことで、住所異動の手続で市区町村の窓口に出向くのは、引越先の一歩で済むようになる。

○住基カードに電子証明書を格納することで、本人確認を必要とする行政手続のインターネット申請ができる

(e-Taxなど)。

■問合せ

市庁舎本館市民生活課
登録管理係
TEL0897-52-1458

消防水利の近くは駐車禁止

消火栓や防火水槽は消火活動に欠かせない消防水利です。火災のときは消防隊が消火のために使用します。

道路脇や歩道などにある消防水利は、その位置を示すため、蓋を黄色、標識や立ち上がり消火栓は赤色で塗装しています。

消防水利から5メートル以内の部分は、道路交通法で駐車が禁止されており、違法な駐車は、一刻を争う消火活動の妨げとなります。消防水利の近くには駐車しないよう、ご理解とご協力をお願いします。

